

平成25年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年6月10日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月11日 午前10時00分		
	延 会	6月11日 午後2時34分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	9	山 城 太	10	玉 城 克 義
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課 長	島 袋 隆 則	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	謝 花 弘	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

## 平成25年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第2号

平成25年6月11日（火曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次発言を許します。8番 與那嶺好和議員の発言を許します。8番 與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 6月定例会に当たり、一般質問をいたします。

まず1点目について、国民健康保険被保険者証交付ミス事務についてお伺いします。①平成25年度国民健康保険被保険者証交付事務において今帰仁村の公印を押印するところに今帰仁村長の印鑑を押印して発行したミス事務が発生しました。このことについて次の点についてお伺いします。

まず1点目に、今帰仁村の交付すべき総数とミス事務で発行した総数についてお伺いします。

2点目に、実際に間違った保険証の交付総数についてお伺いします。

3点目に、再発行した保険証の総費用(用紙代金、印刷代金、業務に要した費用その他)についてお伺いします。

4点目に、今回のミス事務の経緯についてお伺いします。

5点目に、村民への謝罪と今後の再発防止策についてお伺いします。以上、5点をお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

(1) 今帰仁村の交付すべき総数とミス事務で発行した総数につきましては、交付すべき総数が2,077件でミス事務で発行した総数が2,077件となっています。

(2) 実際に間違った保険証の交付総数につきましては、1,456件となっています。

(3) 再発行した保険証の総費用につきましては、印刷代金を含む用紙代金が合計で3万6,486円となっていて、業務に要した費用その他につきましては「おわびとお知らせ」の通知ハガキとして6万5,000円となっております。また、住所地特例及び遠隔被保険者に対する保険証の郵送費用として簡易書留の郵便料6,460円となっております。

(4) 今回のミス事務の経緯につきましては、10月23日に国保連合会へ保険証を発注する際、誤った公印を使用していると気づかず、また、確認作業をせぬまま発注しました。その後、2月25日に納品されたのですが、その際も気づかず、3月7日から3月19日まで各字公民館において保険証の更新を行ってきました。その中3月26日に公印が間違っていることに気づき協議した結果、新たに村之印を使った保険証を作成し取り替えを行っていくことになりました。4月4日に修正した保険証が届いたのでその日から取り替えを行っております。取り替えの方法としては関係世帯への訪問によりお詫びと誤りの説明を行い、保険証の取り替えを行っております。また、住所地特例及び遠隔被保険者に対しては電話連絡後簡易書留による郵送により保険証を送っております。

(5) 村民への謝罪と今後の再発防止策につきましては、保険証を取り替える際、誤りの説明や謝罪を行ってきたところでありますが、再度村広報紙により村民への謝罪を行っていきたいと思います。今回の事務処理により国民健康保険の運営や国保行政への信頼を損ない、また、関係の方々にはさまざまなお手数をお願いし負担をおかけすることになりました。今後の再発防止策につきましては、職員の不注意など

の事務処理のミスが生じないように、複数の者で確認できる体制をとっていき適正な事務処理を図りながら信頼の回復に努めていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 そのミスを見直したということは、村長に対して課長から公印章の事故がありましたという、こういう報告書が届いていたかということと、ミスをしたということで村長にこういう公文を出さないといけないわけです。そして、また再発行をするためにも再発行しますのでお願いしますという、ミスの事務手続はやっておりますか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの質問につきまして、公印誤使用の件につきまして、村長への報告はやりましたかという件と再発行してよろしいですかという件につきましてはですね、3月29日に起案をしまして、村長に事故の経緯含めて報告をしております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 報告じゃなくて、事務手続をやったかということなんですよ。提出をやったかということなんですよ。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時08分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時08分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 決裁においてですね、事故の経緯については今後についてやりますというものは行いました。今、議員指摘のとおり事故の報告書に届け出をちゃんと出してやったかという、やっておりません。大変申しわけなく思っております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 やっていなかったらですね、やっていなかったと言う、これはやっていないわけでしょう。こういう過ちがありましたと。ただ話し合いで終わったということは、証拠にならないわけですよ。職員のミスですよこれは。資料を出してください。この資料ですよ。村長にミスがありましたと報告してまた再発行しますという、この証明書ですよ。話し合いで終われば話し合いで終わりなんですよ。ミスはちゃんとしたこういう手続を踏まないといけないわけです。話し合いで報告だけやって、これでまたやりましたと、それでは通らないですよ。ちゃんとこういう様式があるんですから。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時11分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

今帰仁村公印に関する規程に基づく処理はしておりません。決裁に基づいてですね、このように処理しているかということで内部決裁のほうで行ったところであります。大変申しわけなく思っております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 内部決裁でやるというのは、後でやるということでしょう。今はやっていない

ということですか、これは。やっていないわけですよ、現在は。これは違反ですよ、これ。やっていないということは。これとりますか。違反は違反。ちゃんと村条例にもうたわれているじゃないですか。村長と打ち合わせしてどうにかできるようにやってください、これ。村の法令に違反したんだから、そうでしょう。ミスプラス違反ですよ、これ。その前にですね、僕は自分の保険証をとって見て、これはおかしいから待てよと。役場の職員に言ったんですよ、福祉保健課に。それも聞かずに発行したんじゃないですか、3月に。ミスプラス法令違反、村の法令違反をしていますから、村長と話し合いをして対応してください。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時17分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの件につきまして、今帰仁村公印に関する規定の第8条、公印の事故云々についてでございますけれども、今回の件がですね、この8条にうたわれている内容に合うかどうか、もう少し内部で検討をさせていただきまして、精査した上で事後で報告させていただきたいと思っております。今回の事故処理に当たりましてはですね、3月に発覚、確認したところから内部決裁のほうで村長に報告、指示を仰いだところであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 この公印というのは決裁する、総務課長が保管していて、総務課長が村長に重大な時点で村長の所見を問うと書かれている。僕はこの健康保険証を取った時点で僕はわかったから、待てよと。健康保険課に言っても発行しているんだから、僕は納得しないですよ、これは。3月の時点の発行の時点で僕はわかっているから、そして病院を全部調べました。名護も今帰仁も診療所も。これは間違っているよと、村長印じゃないよと。国頭、名護、大宜味も全部公印です。一個人でもわかるのに、あなた方係がわからないということはどういうことですか。そして待てよと言っても待ちもしない。ちゃんと忠告もやっているんですよ僕は、係に。それが課長にも届いていないわけでしょう。ミスがあるから待ちなさいと言って。これが納得いくわけありますか。事故処理もまた村長に話し合いでやりました。ちゃんとこういう手続もとれば話はわかります。証拠が残りますから。これもない。うやむやに終わったら何になりますか、じゃあ。何のためのチェック機関ですか、議員は。議員はチェック機関ですよ。ちょっとしたミスも許してはだめですよ。これに対して僕は言っているんですが。4月の初めにはわかっているんですから、5月か6月の村広報紙にこういう間違いがありました、どうもすみません。と載せるのが常識でしょう。5月号にも6月号にも載っていないですよ。ミスは。わからない人にちょっとしたミスがありますから替えますと言って替えて、僕は重大なミスというのがわかるから、自分の嫁さんに、隠しているのを僕がいない間に探させてとって、替えて持っていったんじゃないですか。そしてハガキもこうやってちゃんとあるんですよ。これをもらいにタクシーで来た人もいるんですよ。お母さんがどうしても病院にそれが不行けなからということで。これはただのミスじゃないですよ、大きなミスですよ。そうじゃないですか。費用は知れているかもしれないですけども、これは僕は後では認めませんよ。今、村長と相談して、ちゃんと事故処理の承認をもらって出してください、こっちに。議長、休憩とれるでしょ

う。話し合いをさせて出させるのが先ですよ。事故をやりました、村長と話し合いをして解決して、また新たに発行しますからという文言をですね、その文書を出してから始めましょう。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時24分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時30分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 今回の件につきましてはですね、国民健康保険法の第3条に基づきまして市町村及び特別団体において国保事業を運営することを国のほうから団体委任事務として任されております。その関係で本来は団体の印を押すべき、今帰仁村の印を押すべきところを誤りまして、今帰仁村長の印を押して発行したのが原因のいきさつでございます。その中で議員指摘の公印の刷り込みについての今帰仁村公印規程に関する規定の中の第11条の踏むべき手続を踏んでいかなかったことが最初の原因だと理解しております。その後、その発生事故におきまして第8条の公印の事故につきましてはそれに抵触するのかがまだわかりませんので、その辺はもう少し精査して報告したいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時31分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時32分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 第8条の件につきましてはですね、議会終了後にでも結論を出して報告したいと考えています。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 僕は議会終了後には言っていないです。今やりなさいと言っているんですよ。休憩を入れてやってもいいから、今やりなさいということです。処理願ひも出したか出さなかったかもわからないでしょう。だから今、休憩中で。時間はいっぱいある、60分持っているんだから。今、精査して出しなさいと言っているんですよ、僕は。議会が終わってからやりましたかと聞いて、はいやりましたと言ってもわからないですよ、誰も。今、聞いている方もわからないと思いますよ。やったのかなどうなったのかなど、議員もわからないと思いますよ。今やってください、今。休憩してでもいいから。三役話し合いをして。これ本当は公印というのは総務課長が持つておくべきものでしょう、責任を持って。これも村長に言ってやりますと許可をもらいましたか。こういうのを今やってください。これを知りたいから僕は言っているんです。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時34分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時40分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 村長、公印の問題をですね、村長はどう思いますか。今までどおりでいいのか、僕は間違っていると思うんですけども、どう思いますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただまのご質問にお答えをしたいと思います。

今回のミスにつきましてはですね、これは手続的にできていないところもあると認識をしております。

そして先ほども答弁でおわびを申し上げましたけれども、皆さんに対しても申しわけなく思っています。今後の対応であります、今回の件を反省しながらですね、しっかりとチェック体制をして今後二度とこのようなミスがないように対応していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 それですね、質問4の交通費とか人件費がゼロとなっていますけど、これは残業をやったと思うんですよ。車も使ったと思うんです。これは本当に歩いてやったんですか、これ。これをやるためには燃料費とか人件費は掛かると思うんですけれども。ボランティアだけではできないですよ、これ。労働基準法に違反するんじゃないですか。夜、仕事が終わって後配付したのも。昼間訪問したのもあると思いますけれども、そういう点は本当になかったのか伺います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの保険証の切り替えにおいてですね、戸別訪問をしながらについての費用についてはどうなっているかというご質問だと思うんですけれども、その間につきましては、その気づいた時点から職員のそういった手当等についてはなしで、皆で頑張っただけ早く5月いっぱい切りかえしていこうと目標を掲げて頑張ってきました。ただ、公用車の使用につきましてはですね、納税相談を兼ねながら行く場合とか、あと個人の車を利用した職員もいます。その中で通常業務と並行してやっている関係で、それなりの切り替えに対して行政費用がなかったかといえば非常に積算等が難しいんですけれども、そういうふうに職員が頑張ってきたところをご理解していただけないかなと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 ご理解できないかという、ごめんなさいは必要ないですよ。一般質問も要らないです。かかった経費をちゃんと書かないとできないでしょう、これ。それとまた金も幾らかまた出ているでしょう。再発行するんだから。夜も回ったでしょう、本当に昼間だけですか、夜も回ったでしょう。そして車も使っているでしょう。車を使うんだったらガソリンを入れないと走らないですよ。水では走らないですから、車は。最低3名ぐらいは訪問していたという話を聞いています。努力は認めますよ、職員が夜も一生懸命働いたということは。しかし、それに対してただでやるということはないと思います。幾らかは出ていると思うんですよね。それで今、まだ全部配付は終わっていないでしょう、まだ残っているでしょう。今、何軒残っていますか。二、三百残って、二、三百ではきかないでしょう、残っているのは。もっとあるんじゃないですか。全部合わせれば。それでもまだ金がかかるわけですよ。配達するのに。やっぱりこのゼロというのはおかしいんじゃないですか、本当にゼロですか。日給もただですか。そうであれば労働基準法に違反すると思いますよ。夜も訪問していますからね、どうですか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 徴収嘱託員含めてですね、国保の職員含めて公用車を使いまして通常業務の中でこなしているところもございますので、この切りかえのための積算といいますか、その辺については非常に厳しいものがあります。ゼロ以上であることは間違いありませんので、その金額については計上するのは非常に厳しいものがありまして、ただ、給料とか超勤手当とかそういったものについては一

切ございません。あと、現在幾ら残っているかということでございますけれども、先週の金曜日の時点で74軒です。各字ごとのものもありまして、職員が10名ほどいますので今週いっぱい、できるだけ頑張ってやろうじゃないかということで、きょうの朝もミーティングの中で話し合ってきたところです。なかなか会えない方々につきましては夜遅く不規則…、8時までの勤務で徴収嘱託員はやっていますので、それまでに会えない方々とか、そういった方々でありますので、できるだけ会える時間帯を見計らってですね接触しておわびと切りかえについての経緯を説明してですね、早急に切りかえをしてもらいたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 そういう場合はちょっとは使ったと言えはわかるんです。ゼロということは、燃料がゼロでは車は動かないですからね。やっぱり使うんですよ。だから、こういう書き方はちょっとまずいと思います。幾らかは使ったよと。じゃあ、これはどこから持ってきたかとまた聞きますけれども、あと74軒残っていると言いますが、頑張って早目に切りかえをやってほしい。そしてですね、間違っただのは間違っただとなんで広報に早目に出さないんですか。そうすれば、こうやって時間もかからないわけですよ。間違っていましたので取りかえを各字でまたやってくださいと。自分のミス認めれば何もじゃないんじゃないですか、恥ずかしいことじゃないですよ、これ。人間はだれでもミスがありますからね。そうでしょう。飛行機も落ちる、事故もするさ、人間は。それと同じですよ。だから、こういうミスはなるべくないようにしてやるべきなんですけど、やった以上はしょうがないから、やっぱり今帰仁広報には載せるというぐあいにすればもっと楽にですね、いちいち通わなくても部落で切りかえができるわけですよ。なんで非は非として認めないんですか。謝るのは簡単ですよ。「ワッセービータン」と言えば終りじゃないですか。そうでしょう。二重も三重もまたつくらなくてもいいんじゃないですか。村長も僕に怒られないで済むはずですよ。特に課長は。そういう面からしてもですね、こういうミスはミスと認めて、早目に3月で僕が言っているんですから、これはちょっとおかしいから待てよと。その時点で電話を聞いた人が上司に言えばいいんじゃないですか。言って4月号にすぐ載せてやれば済むことじゃないですか。もう6月ですよ。3カ月たっていますよ、もう。今月号にも載っていない、7月号に載せますか。それともやむやみにして終わるのか、あと74軒というのは今月いっぱいできるとは思いますけれども、こういうのは早目に広報に載せてですね、ミスはミスと認めてやらないと、自分たちが難儀するんですよ。そうでしょう。3月からずっと今までやっているわけでしょう、今も。あと74軒、その間に死んでいる人もいますよ。いないですか、僕はいると思いますよ。そういう点を考えたらですね、早目にこういう間違いは間違っただと、由々しき問題ですよ。今後こういうことが、村長、村全体でそういうのを間違ったら間違っただと早目に広報に載せてですね、文書を流したほうが叱られるかもしれないですけども、謝れば済む問題じゃないですか。簡単な問題です、これは。私はそう思います村長はどう思いますか。そういうのは早目に、今後はミスはミスと認めて広報に出す考えはありますか、ないですか。それだけ聞いて終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

今回のミスにつきましてはですね、先ほども申し上げましたようにおわびを申し上げたいと思います。ミスはないほうがいいわけですが、先ほどからご指摘のようにですね、ミスが起こった場合にどう対応するかというのも非常に大事なことだと思っております。そういう意味ではご指摘のとおり7月号には今回の保険証のミスについては7月号にはおわびを申し上げてですね、載せたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

次に、與那嶺篤哉議員の発言を許します。5番 與那嶺篤哉議員。

○ 5番 與那嶺篤哉君 おはようございます。平成25年第2回今帰仁村定例会、事前に通告してありました次の点について質問いたします。

1. 保育所待機児童解消についてであります。今、若者世代では経済的に厳しく共働きを余儀なくされ、地域で明るく生きがいを持ち安心して子供を産み育て、暮らしていけるよう自立と児童の健全育成に必要なことは行政の果たす役割は非常に大きなものがあると思っております。次の点についてお伺いします。

1点目に、現状として本村では、今現在待機児童は何名であるかお伺いします。

2点目に、現在、安倍内閣では待機児童ゼロに向けて定員増、施設整備等に予算を出しているが、今帰仁村はどのような対策を行うのか伺います。

2. 本村でのいじめ問題についてであります。学校教育であってはならないのがいじめ問題だと思います。全国で毎日のようにいじめ問題が報道されていますが、今帰仁中学校が平成15年度から開校し、5小学校から1中学校へ統合され、10年目を迎えます。村として学校でのいじめ問題はあると思われませんが、教育委員会の見解を伺います。

(1) 各小学校、中学校で教育委員会への報告は何件くらいあるか伺います。

(2) いじめ問題は学校、教育委員会で解決できると考えているのかお伺いします。

(3) 私も中学3年生を持つ父母としていじめ問題が父母や学校側からの報告ではなく、地域の方から耳に入ったのが大変ショックでありました。いじめる側、いじめられる側はいつ逆転するかわからないのが今のいじめであると思っております。言葉の暴力、無視、集団での暴力等さまざまなことが考えられます。父母として明日は我が身であるかもしれません。このようなころから教育委員会の今後の対応についてお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

待機児童対策は、子育て行政において最も重要な課題だと考えております。今帰仁村で安心して子供を産み育てることができ、親子が生き生きと健やかに成長できる環境づくりに努力してまいります。

本村における待機児童数は、平成24年4月1日時点の定員280名に対し申込数は300名、入所数は298名、待機児童数2名となっております。平成25年度は、定員280名に対し申込数306名、入所数300名となっております。

今現在の待機児童数は、平成25年4月1日時点では、6名の待機児童がおりました。内訳は0歳児1名、1歳児2名、2歳児3名でしたが、5月末現在では14名とふえております。その内訳は0歳児1名、1歳

児8名、2歳児3名、3歳児1名、4歳児1名となっております。

2. の質問にお答えします。待機児童解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行に向けて「待機児童解消加速化プラン」「平成25年・平成26年度で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意する。」ということですが、公立保育所への財政的支援はございません。社会福祉法人等が設置主体の保育所が対象となっております。新制度の施行準備に向けて市町村が当面行う作業については、現行の次世代行動計画等に基づく取り組み状況の把握、評価。教育、保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ調査の実施方法や量の見込みを検討して、県に報告することになっております。

したがって、本村の公立保育所における待機児童対策としましては、児童福祉施設最低基準を順守しつつ定員の弾力化措置により最大限の受け入れを行い、待機児童の解消に努めてまいります。

待機児童については、0歳から2歳児が主でありその課題解決のためには保育所の施設課題や保育士、看護師等の人材の確保が不可欠であります。入所児童の増員に向けて当面の運用改善に当たりさらに検討が必要なものや必要職員の確保や予算面での対応が必要なものについては、財政状況などを勘案して検討をしていきたいと考えております。

保育所建設については、公立保育所については国、県の財政的支援がありません。無認可保育所の認定保育園に向けた取り組みや、社会福祉法人等へ本村への保育所設置要請についても今後検討していく必要があると考えております。2. 本村でのいじめ問題については教育長から答弁をさせたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 それでは私のほうから答弁いたします。

まず(1)の問題ですが、過去3カ年間のデータを提示します。下に掲げてあるように、平成24年度は天底小学校が2件、今帰仁中学校が1件(他に暴力関係が1件)。それから平成23年度は今帰仁小学校1件、今帰仁中学校が1件、そして平成22年度は0となっております。

次に(2)について。軽微なものから深刻なものまで、さまざまないじめがありますが、学校や教育委員会だけでは解決できるものではありません。学校では担任や生徒指導主任、学年主任、校長・教頭など組織的に対応していきます。学校だけでは対応が難しい事例もあり、保護者や教育委員会、地域と共に解決に向け努力しなければならないと捉えております。

次に(3)についてお答えいたします。いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないように、日頃から丁寧に児童生徒理解に努め、報告・連絡・相談といった機能を強化し、関係機関とも連携していじめの解決に臨む所存であります。個人情報保護法や公務員としての守秘義務もあり、全てオープンにすることは難しい部分もありますが、主体は子供たちなので、安全安心な学校づくりに邁進いたします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 再度質問をします。今ですね14名の待機児童がいるという形でありますけれども、去年の出生数の数字がありましたらお聞かせください。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 去年の出生数について、今、手持ちの資料がございませんが、七十二、三名だと理解しておりますが、後で詳しい数字については提出したいと思います。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 保育所問題、待機児童問題、今、若者世代が共働きを余儀なくされている経済的に厳しい状況でありますけれども、子育てしやすい環境、その環境整備が一番望まれているところだと思います。村としての期待度、子育てに対する考え方をもう一度お聞かせください。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

村といたしましても若者を定住させるというのは非常に重要なことだと考えております。そういう意味では、先ほども議員からもありましたように共働きというのもございますので、本当に住みやすい村づくりをするためには保育所の充実が必要だと、このように考えています。そういう意味でですね、これまで今帰仁村は4カ所に保育所がございますが、今帰仁保育所の改築の際に60名から90名に定員をふやしております。そしてその後、仲宗根保育所にプレハブを建築いたしまして1歳児を10名ふやすというふうにやっております。そのほか各保育所60名、90名という定員であります。先ほども申し上げましたように定員の弾力化というか、60名をもう少しふやしております、各保育所。これは後で担当課長から説明させたいと思います。そういう意味では、村といたしましても待機児童を何とかゼロにしたいということでこれまで取り組んでいるわけでありまして、なかなかこの解消がうまくいっていないという状況については非常に残念に思っておりますが、今後ともですね、先ほど議員からもありましたように、国としても待機児童をゼロにするという大きな方針を出しておりますので、その動向を見ながら保育所の改築に向けて、先ほど公立については助成がないということをお知らせしましたが、今後、時代がかわっていきますので、そういう制度が公立にも適用されるかどうかというのをしっかり検討して、今後、前向きに取り組んでいきたいとこのように考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時14分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時14分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 村の待機児童解消についての方針につきましては、村長が答弁したとおりでございます。所管する担当部署としましては、でき得る限り待機児童を出さないように受け入れ態勢をやっていききたいということで考えております。今帰仁村のみならず待機児童の年齢層といたしますか、というのは0歳から2歳未満の子供たちが多いですので、それにつきましては0歳には保育士1人に子供3名、1歳児は5名に1人とか、児童福祉施設の最低基準がございますので、それに面積等も年齢に応じて勘案されておりますので、その辺を含めできるだけ許容の範囲で人的要件、施設の要件等が最大限、最大公約数で入れるような条件で入所希望者をできるだけ多く入れる方向で検討をしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 待機児童14名という形での申込者数だと思うんですけども、過去、保育所で

4歳児を調べてみますと70名から80名という形で推移しているわけですが、幼稚園が90名、100名の園児数が毎年いるわけです。その差が潜在待機児童だという形で捉えているわけですが、村としてこの30人前後の潜在待機児童をどのように考えるか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 保育所の入所基準等につきましては、保育に欠ける子、共働きとかにおいて子供を擁護することができない世帯を中心に考えておりますので、あと90名に対して30名の方々がどうなっているかということではありますが、申込者の中で判断しておりますので14名の中と、あと他保育所、それから各家庭の保育理念に基づいて名護市とか市立の保育所に行かせている子供たちがいようかと思えます。その辺を含めて本村に申し込みをした中での待機児童という潜在的なもので考えますと、ここ二、三年見ていると十四、五名前後かなというふうに潜在的な待機児童と理解しております。その解消につきましては公立の保育所につきましては建設当初から0歳、1歳の対応の保育所は今婦仁保育所を除いてなかったわけですので、その改築をする中でできるだけ0歳、1歳も入れる方向で考えてきました。今後につきましては施設のキャパシティーもぎりぎりですので、あとは老朽化等、仲尾次保育所、中央保育所の老朽化等に伴って社会福祉法人等の法人の参入なども含めて、あとは現内閣のほうで示している平成27年度から始まり「新子育て支援制度」に基づく対応ができるような小規模保育所の村への要請とかです、ね、推進とか含めて検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 待機児童は申込者がこれだけだから14名の待機児童だという答弁であったと思うんですけども、申込者がですね、兄弟が二、三人いて、1人しか保育所に入れないという状況もあるということなんですけれども、それはどういうことかお聞かせください。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 兄弟が保育所に3歳、2歳、1歳といまして、0歳とか1歳とかがいた場合に、入所基準がありまして、その点数に応じて審査をします。兄弟が入っている子につきましては、できるだけ優先をする場合もあるかと思えますけれども、その辺は個別的内容を見ないとその条件につきましてはちょっと一般論として述べるのは難しいかなと思います。兄弟がいて入れないということについては、きちっとした線引きは非常にお答えしにくいところがあります。入所基準に沿って判断して入所を決定しているところであります。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 家計が苦しいから保育所に預けて共働きをせざるを得ないという家庭であるわけですが、1人は保育できて1人は保育できないという形になると共働きもできなくなる状況があるわけですね。そうしたら、名護に仕事をしながら預けるといふ家庭もあると思います。そういう解消に向けて、要するに子育てしやすい環境をつくるのが行政の仕事だと思うわけですが、そこら辺がちぐはぐなところがあるのかなと思ったりもします。保育所、その入所基準によって査定しているんだという話でありますけれども、預けないと仕事ができないわけですね。3人子供がいて1人は入って2人はほかの保育所に預けないといけない、それも無認可であると。そうしたら、その保育所は無認可である

から保育料も高いという形になってくると、何のために仕事をしているのかなというのが今の現状だと思います。若い世代の。給料がみんな保育料に持っていかれる、何のために仕事をしているのかなというのが現状だと思いますけれども、その面に対してもう1点ですが、無認可保育所の認定保育に向けた取り組みというのはどういう取り組みをされているのかお聞かせください。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

無認可保育所の認可に向けた取り組みにつきましては、現に1カ所北山保育園というのがございますけれども、その職員の研修、認可保育園に向けた無認可保育園の職員の質を高めるための研修があります。それに対する県の子育て基金からの補助金をもらいまして、あと村費で子育ての支援を行っているのがあります。無認可の保育園の方々の保育所についても保健所の指導監査とかですね、入る中でも認可保育園にすれば職員の給与等含めて施設の改築費含めて補助もあるし、待遇改善にもつながるのでできるだけ認可保育園にして拡充していただけないかという話し合いもやっております。補助金の申請等があるごとに、認可に向けた取り組みでお願いできないかということもやっているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 公立保育所に対して国や県の財政支援がないという形であるわけですが、要するに社会福祉法人が子育てに参入してくると、そういう施設ができると。本部町なんかはほとんど公立は1つだけ残して、ほかは社会福祉法人の保育園という形で、結局、補助金で建てかえがスムーズに行われているという形で新しい保育所が、ほとんど本部町では整備されているという状況があるわけですが、自分たちの今帰仁村では結局、財政がないという中で建てかえ問題、基金の問題、いろいろな課題が出てくると思います。それも財政があって建てかえがスムーズに行くんだという話であれば別に問題はないわけですが、今後、民間の力を借りる、法人化に向けてどういう形で進んでいくか、村の方針をお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

保育所の今後の方針についてでございますが、これまですべて公立の保育所というような状況があります。1カ所は認可外保育所がありますが、それに向けてはですね、今後、民間の力を借りるとというのが非常に大事だと思っています。保育所の法人化をしてですね、国の助成を受けられるようにするというのが最も大事なことだというふうに思っております。と言いますのは、先ほどからありますように国としても待機児童のゼロ化に向けてですね、新しい待機児童解消加速化プランというのを平成25年、平成26年でやりますので、これを何とか受けられるように村としても努力をしていきたいというふうに思っております。

それともう一つですが、北部連携促進事業、そして今言われている一括交付金の活用についても検討してですね、公設民営化というのも可能性としてはあるのかなというふうに考えております。その中で一番、今後進めていきたいのは、先ほど申し上げましたように、やはり民間での保育所を運営していくという方向に持っていききたいというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ **5番 與那嶺篤哉君** 今後という話であるわけですがけれども、いつごろをめどにするのかですね、今年でやるのか来年でやるのか、10年後にやるのかですね、そこら辺ももう少し細かく答弁を求めたいと思います。それと、今、湧川小学校の跡地に幼稚園が、結構新しい幼稚園がそのまま放置されている状況にあります。そこら辺、あいあいファームさんに15年の一括での賃貸という形になっているわけですがけれども、そこら辺の使える施設、そういう施設を活用した子育てしやすい施設ができないのか。幼稚園の跡地を有効活用しながら、まず使っていないわけですから、また古宇利小学校の跡地利用問題にも多少影響していくかと思っておりますけれども、一括してでないで貸さないとか、そういう形ではないと思っております。今、空いている幼稚園を子育てのできる場に戻して、うまい具合に有効活用ができればと思っておりますが、そこら辺の見解もあわせてお伺いします。

○ **議長 久田浩也君** 休憩します。 (休憩時刻 午前11時30分)

○ **議長 久田浩也君** 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

湧川小学校の跡地利用の件ですね、あいあいファームに一括して貸しているわけですが、幼稚園跡地についてどうかということですが、この幼稚園跡地については昭和53年に建設されております。そういう意味では今、役場内でも検討はしているところですが、その施設は大分老朽化しておりますので、これを保育所として貸すかどうかというのは非常に難しい面もあると思っております。その前にあいあいファームに一括して貸してありますので、向こうとの話し合いということも大事ななというふうに思っております。その中でですね、古宇利小学校の跡地については検討をしていくわけですが、ここを一括で貸すか分割して貸すかというのは、今後、議会の意向、村民の意向、そしてここにつきましては検討委員会で決めていくと思っておりますので、今現在のところはっきり答弁することはできませんが、いろいろな方法があるかなというふうに思っております。その中で今ですね、幼保一元化それにつきまして今、教育委員会と福祉保健課でこの幼稚園と保育所をどうしていくかということ今、検討をさせております。そういう中で、早目にこの方向性があれば待機児童の解消にもつなげていきたいなというふうに考えているところであります。じゃあいつごろまでかということですが、これは具体的にいつまでということは今申し上げにくいわけですが、この北部連携事業では申請はしております。ただ、こういう事業について、できるかという相当高いハードルがあつてですね、今いつごろまでにできるとかというのは申し上げられないわけですが、今の国の政策とか方針が大分変わってきておりますので、北部連携事業でもできるように最大の努力をしていきたいなというふうに考えております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 5番。

○ **5番 與那嶺篤哉君** 待機児童についてでありますけれども、最後に一日も早い法人化に向けての取り組み、それと幼保一貫のこども園の早期の実現を求めて保育については閉じます。

続きまして本村でのいじめ問題についてでありますけれども、子供たちのいじめ問題についてはですね、認識がない子供たちもいっぱいいると思っております。いじめで無視された、そういういじめが平成24年度、小学校で2件、中学校で1件という形でありますけれども、そのいじめ問題で自分が考えるのは、一番早目

に対処するのが一番効果的な面があるのかなと思っておりますけれども、これは先生が一番身近であるわけですが、そのいじめ問題が本当にこれだけなのかなと、報告されているのがですね。2件、これだけしかないのかなと思ってはおりますけれども、そこら辺の見解をお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 お答えいたします。

ご指摘されたように、特に去年、一昨年あたりからいじめ問題が全国的にも多発傾向、多発傾向と言うよりは、発見できなかった部分も結構あると思うのですが、今やこの学校教育においていじめ・体罰等、これは避けて通れない非常に喫緊の課題で、教育関係はもちろんのこと大変いろいろ危惧をしているわけですが、ここの報告にありますように、この数字はですねどういうふうにとれたかといいますと、まず基本的に学校教育委員会は所管の幼・小・中学校、これを管理・監督・指導という大事な一面がございます。したがって、このいじめ問題、生徒指導関係においても非常に重要な課題でありまして、定期的に学校に毎月報告する義務、これは法規法令においても明記されております。その一方、月1回報告する義務じゃなくて、緊急と思われる場合は24時間間わず教育委員会に連絡せよというふうなことで、縦から横から連絡網の網を張っております。中身についてなんですけれども、これは、もし学校で発生する、あるいは学校で発生するにしても、そのことの解決については学級段階で、あるいは学年段階で、あるいは学校全体でいろいろ規模に応じて、中身によって指導のありようによっても指導の形態が多様化していくわけです。これを故意にですね。故意といいましょうか、対応に誤って手違いが生じてきますと思わぬもう一つの課題が出てきますので、非常に慎重に神経を使いながらやっているのですが、今のところこの数字に示されたのが現況であるわけです。ご理解いただきたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 いじめ問題、学校側で対処、教育委員会対処というわけであるわけですが、一番思うのはですね、父兄、その関係した父兄、いじめた側、いじめられた側、双方もそうだと思うんですけど、明日は我が身かもしれないという感じで自分も思っています。自分の子供がいついじめられるのか、いじめられるのか。それを学校側で報告がないと、父兄も知らないという形ではまずいようなことが起きるのではないかなと。きょうの朝一番のテレビでもありましたけれども、小学校6年生が飛び降りてけがを負ったと、父兄には何の連絡もなかったと、メールで流したんだからいいだろうという、何か無責任な答弁もありましたけれども、実際、自分の子供がこういう形になったときにどうなるかという話になってくると、もうとんでもないですよ。許しがたいことでもあります。けがをしたのは結局いじめではないんだと、遊びだったんだという形で、要するに記者会見をされて後から父兄がわかるということになってしまうと、これはとんでもないことだと思います。だから、その答弁書にもあるわけですが、個人情報保護法や公務員としての守秘義務、そういう形であるわけですが、それはそのいじめた側、いじめられた側の父兄というのは、やはり呼びつけて早急に早い時期に対処するのが一番の解決策だと思われませんが、そこら辺の見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 これはご指摘のあるとおり、そのとおりです。これは事実確認、事実を早く発

見をし、関係をする例えば加害者だとか被害者だとかその父母、まずここを含めて事実確認、これが単なる遊びなのかいじめなのか、どう判断するか、これも非常に微妙なところなんです。つまり子供の世界では泣いたり笑ったり、つまり子供同士のいわゆるけんか遊び、ごっこ遊びなのか、それともいじめなのか、そこらあたりを非常に注意深く判断しなくちゃいけないわけです。それと同時に事実関係を非常にはっきりさせるということと同時に関係する保護者、当然のことです、これ。関係する保護者にまずその情報を知らせる。まず関係する保護者、そして学校、そしてひいては教育委員会、報告・連絡・相談（ホウレンソウ）という、これはもう鉄則ですので学校教育の中では。そういうことが三つ巴になって、いじめ根絶のために総力を挙げてやるというのが基本中の基本であるわけです。ですから、父兄は後で知った、知らされた、これはほとんどないことです。ですから、今、ご指摘されたことが前面に出て、県下の学校でそういうことが粛々と進められるならば、私は非常に健全な子供育成に寄与すると思っております。全く同感です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 いじめ問題、どこまでがいじめで、どこまでが遊びかという判断というのはすごく難しいところだと思うわけですが、その問題が起きた時点で結局、指摘する。子供たちは子供たちで成長過程です。いろいろなことを学びながら成長していきます。けんかしながら、痛みも覚えながら、そういう形での成長過程であるわけですから、そこを注意する。遊びにしても注意する、こういう形での喚起がその環境を変えてくる、いじめをなくす環境に変えてくるきっかけになるのではないかと思うわけです。自分の子供たちもいつどういう形でそういう目に遭うかわからない、明日は我が身。親もですね、そういう形でのそういういじめ問題に対する関心を持ちながらですね、自分の子供がいじめた側になったときにはどうなる、いじめられた側になったらどうなるという形の父兄への啓蒙も必要ではないかなと思っています。また、そのいじめ問題、その発端がどういう形なのか原因究明も要するに話し合いも必要になってくるし、またそのいじめ問題、本当になくなることだと思ってもいます。それが人間社会の構図なのかなと。生きていく中でいじめたり、いじめられたりという形での成長過程があるのかなと思ったりもしますけれども、そこら辺は子供たちの成長を見守りながらやっていただきたいという形でお願ひして、質問を終わります。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時44分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

次に、山城 太議員の発言を許します。9番 山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 平成25年第2回定例会に当たり、さきに通告しました事項について質問いたします。

1点目に、パークゴルフについてであります。パークゴルフはスポーツ観光、医療費の抑制、健康増進、地域の交流の場、雇用の場等々、すばらしい実績報告があります。そこで質問し提案いたします。県内外各地で先ほど述べたような効果が確認されていて、県内でもパークゴルフ場の増加・増設が進んでいます。観光立村を掲げ健康保険税の個人負担増を検討し、雇用の場が少ない今帰仁村です。パークゴルフ場を整

備・設置することにより多少なりともすべてにおいてプラス効果が期待できるものと考えます。マイナス効果はないでしょう。整備するには土木建設業が観光に関しては全国大会の開催、冬季にはパークゴルフ発祥の地北海道や東北地方からの集客、程度のよい運動で健康増進、医療費の削減、健康保険証を片手に病院で行っていた交流が健康的で大空のもとで、そこを管理するのはやはり人の手が必要になるわけです。それらを考えるとパークゴルフ場は今帰仁村にとって魅力のある必要なものだと考えます。ぜひ今帰仁村にパークゴルフ場の整備・設置を提案し、村長の見解を伺います。

次に、北山学園構想及び教育についてであります。これまで県立高校の再編計画、学力向上、北山学園構想は多くの問題に奔走してまいりましたが、教育長は今回の定例会が最後の定例会となるようですので、これまでの活躍に敬意を表し、今帰仁村の教育に関し熱い思いを込めた答弁を求めます。質問いたします。平成24年の第2回定例会でも質問しましたが、改めて質問いたします。

北山学園構想の現状及び最終的なビジョンの説明と確立時期はいつなのか、また、いじめ、不登校の児童生徒へのフォロー、指導の対応はどうなっているか伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ご質問にお答えいたします。

山城議員の質問要旨でございますように、健康増進等の効果は十分に考えられます。現在、本村にも一つのパークゴルフ場があり、村内外から多くの利用者がプレーを楽しんでいます。また、村主催の村民パークゴルフ大会が月1回行われ、30人以上の方々に参加しています。村総合祭りにおいては、各字対抗戦も行われ活気を見せています。そういう面からいたしますと、パークゴルフは誰もが気軽に楽しめるスポーツと言えます。

しかし、村主体の建設になりますと財政面や場所用地等の課題があり、現在建設の予定はございません。民間の活用をお願いしていきたいと思っております。北山学園構想及び教育については教育長から答弁をさせたいというふうに思います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 答弁いたします。

北山学園構想の現状は、一年目を終了し新たなスタートラインに立ったところであります。この取り組みは今帰仁村の子供たちの幸せのために将来の夢や希望を応援し、学力の向上とキャリア教育の推進を目指すものであります。

最終的な目標は、今帰仁村で育った子供たちが地域を愛し、成長して地域貢献や社会貢献ができる人材育成を目指すことであります。沖縄県高等学校編成計画をきっかけに、北山高等学校の存続のみならず今帰仁のすべての子供たちの幸せを願う構想です。確立時期はいつとは定めていませんが、必要な取り組みや施策を打ち出し、修正をしながら未来永劫に続く施策と考えています。沖縄一、日本一の教育立村を目指し、小さな村の大きな挑戦と考え、地域の教育力向上のモデルケースを目指します。

次にいじめ、不登校の児童生徒へのフォロー、指導の対応は、関係者（担任、学年教師、生徒指導主任、教育相談担当、専門機関等）のチームでの支援や援助、個々の事例をもとに個別支援やチーム支援を行っています。いじめについては、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと合わせて全教育活動

の中で安全確保に努めてまいります。

今帰仁村の組織体制は、相談員を教育委員会と今帰仁中学校に配置し、児童生徒や保護者の相談活動に努めています。今年度から専門の教育相談員を配置しており、スクールソーシャルワーカーの業務も担える人材です。さらに、スクールカウンセラーや不登校の児童生徒を支援する生き生きサポーターも配置されております。

現在、今帰仁中学校には情緒的に集団生活になじめず不登校や相談室登校の生徒が存在しています。その支援体制ですが、スクールカウンセラーや生き生きサポーターが県より配置され、相談室でカウンセリングや登校支援、学習支援を行っております。村としましては相談員と心の教室相談員を配置し、相談業務、居場所づくり、学習支援に取り組んでいるところですが、生徒の状況もさまざまで個別対応が必要で十分な支援ができない場合もございます。担任や養護教諭もかわり支援をしていますが、それでも授業や他の業務をこなす中で十分な支援ができていない現状があります。教育委員会としましてはすべての生徒に心のよりどころを確保し、安心して学校生活を送れるよう鋭意努力してまいります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 先に1点目にありましたパークゴルフについて再度質問をいたしますが、パークゴルフというのは観光に対して本当にすばらしい効果が見られるものだと考えているのですけれども、パークゴルフは先ほども言いましたように北海道が発祥の地でありまして、北海道、東北あたりは冬場からはプレーができないわけですね。そうなりますと南の沖縄は結構進んでいますので、結構ゴルフ場もふえていますし、諸志の山に行っても北海道の方がよく見られるんですよ。それを考えますと今帰仁村でそういうのを設置するに当たって全国大会とか、今では世界大会も開かれることもあるんです。その辺どうお考えか質問いたします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

パークゴルフ場についてはですね、先ほど申し上げましたように健康づくり、そして観光、その他にもいろいろ効果があるというふうに思っております。ただですね、今帰仁村には民間のゴルフ場があるわけですので、それを十分活用してですね、観光につなげていけるというふうに思っております。それと、これはつくる場合に用地の問題、建設費含めてですが、後の運営・管理もですね、これは非常に私は費用対効果の面からしても難しい面があるというふうに考えております。そういう意味では、村内には立派なパークゴルフ場が、民間が設置してありますので、そこと連携をしながらしっかりと観光と結びつけていけたらなど、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 民間のゴルフ場の活用が望ましいということなんですけれども、その民間のゴルフ場が、あっちは分譲地になっていますよね。あれが宅地に変更されてなくなった場合にはプレーをする場所がないわけですね。観光客も呼べないわけですね。ましてや、あっちは全国大会できるようなレベルのゴルフ場ではないんですよ。望むのはですね、日本中から、世界中から呼べるような18掛ける2の36ホール規格に合ったゴルフ場を設置すれば、今帰仁村というのを春夏秋冬を通してPRできるもので

はないかなと思うんですけども、その辺の見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 今現在あるパークゴルフ場がなくなったらというときはどうするかということではありますが、仮定の話ですので、なかかな答弁も難しいわけですが、私はこのパークゴルフ場を分譲するときに、そこにパークゴルフ場があるということを前面に打ち出して、目玉として売り出しているというふうに考えております。そういう意味では、私は簡単にはこのパークゴルフ場をなくすということは難しいのではないかとこのように思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 でしたら観光…、次に行きます。医療費、健康増進の件になりますけれども、宮城県のある地域では年間5,000万円の医療費が削減されたという報告があります。それも各地であります、その辺の観点から健康増進や医療費削減の観点から村長の見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

健康づくりについては、これは確かに非常に楽しくさわやかな汗も流して交流もできるし、健康づくりには最適だというふうに思っております。ですから、先ほどから申し上げておりますように民間のパークゴルフ場を活用していきたいというふうに思っております。

それともう一つはですね、今帰仁村には素晴らしい運動公園があって、その中にホッケー会場があります。そこではグラウンドゴルフが非常に盛んに行われております。私は健康づくりからいうと、それも大体同じものではないのかなというふうに思っております。そういう意味ではパークゴルフ場も非常に大事だと思っておりますが、グラウンドゴルフ含めて村民がスポーツに親しむということで健康づくりを増進していきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 いろいろ聞いて、やっぱりやる気はない、つくる気は全くないということが理解できました。一番最初の答弁では財政面の話をされていましたが、最近の、先日9日の新聞では久米島のパークゴルフ場がオープンになっています。これの予算は何パーセントかわかりませんが、民生安定施設整備事業により設置されたと書いてありますけれども、今帰仁村以外の地域ではもうどんどん進んでいるわけですね。国頭にもありますし、国頭ではもう全国大会も開かれていますし、予算がないからとかではなくて、少しでも予算を探してきて医療費は毎年赤字が続いていますよね、それも削減できるような状況もあるわけですよ、追記で報告もされているわけですよ。もう少し最初の質問で言いましたけれども観光、健康、雇用の場、それをトータル的に考えても絶対デメリットの少ないメリットの多いスポーツだと思っているんですけども、再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時46分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時46分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

パークゴルフ場は村営のパークゴルフ場の設置でございますが、私は今帰仁村で民間のパークゴルフ場がなければ、先ほどから議員のご意見、これを否定しているわけではないわけです。非常にいろいろな意味で効果があるというのを認める中でですね、やはり民間があって村がそれをもしつくる場合に場所の問題、そして補助事業、多分、補助事業を受けてやると思いますけれども、その後の運営を含めてその辺で私は優先順位というのか、いろいろなものがあるわけですね。行政にはいろいろな村民からの要望または行政としてもやらなければならないものがある中でですね、私は今の民間のパークゴルフ場を活用してですね、今帰仁村の健康づくり、また観光その他に向けて進めたほうが良いというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 パークゴルフは終了しまして、次に北山学園構想と教育についてであります。本年度の村長の施政方針の中で日本一の教育立村を目指してまいりますとありますが、日本一の具体的な説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時48分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時48分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

北山学園構想というのは幼小中高連携の中でですね、やはり村内にある北山高等学校を頂点に今帰仁村の子供たちが実社会に出てですね、立派に地域に貢献できる素晴らしい人材を育てていくという構想の中でやっているというふうに考えております。先ほど教育長からも答弁がありましたようにですね、今帰仁村で育った子供たちが地域を愛して成長して、地域貢献や社会貢献ができる人材を目指すということであり、それが私にはひいては学力の向上、そしてスポーツ含めて文武両道の子供たちが育っていく中で沖縄一、日本一の教育立村を目指していきたいということであり、

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 ですから日本一というのは具体的にどういったのが、どういう物差しで測って日本一なのかというのが知りたいんですけども、再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 教育長から答弁をさせたいというふうに思います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 何かを構想して、そしてそれに向かって進むときに目標設定というのがなければこれは何事も、計画も行き当たりばったりになるわけです。私どもは北山学園構想と未来の本村のあり様も含めて教育の大きなうねりをさせようということで、去年一カ年間走りました。その先にあるのはですね、結果として沖縄一、日本一、これは理念なんです。この理念が余りにも近視眼的に小さいと、それだけのことしかできません。ですから具体的構想というよりも、目指す目標の理念として受けとめてください。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 教育長の説明で大体わかりました。なぜ村長はそれが答えられないのか答弁を求

めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時51分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時51分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 非常に理解に苦しむところもありますが、私は先ほど申し上げましたように、この日本一、沖縄一というのは一つの目的構想であります。そういう中でですね、私が申し上げた社会に出て頑張れる人材を育成したいという中で日本一、沖縄一、小さな村の大きな挑戦と考えてですね、地域の学力向上のモデルケースにしたいという一つの理念であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 何か教育長と村長の意見はぴったりとは合わないような気がするんですけども。教育長、村長、教育とは何でしょうか。教え育てるということも一つの教育なんですよ。以前、全員協議会の中でいじめの件でいろいろな議論がなされました。その中で教育長に対してなぜいじめの定義、文科省からの配布された定義を「子供たちに配布しないのか」と言ったら、「難しいから配布しない」というふうに答えております。教育の観点から見まして、教え育てるということはやはり難しいことを教え育てるのが教育なのではないのかなと思って、今でも考えております。そして全協の翌日に同席しておりました今帰仁中学校の校長先生へ電話いたしました。「僕がおかしいことを言っているのか」と聞いたら、「あなたの言うのが正しいです」と。ということは、教育委員会と各学校というのは意思疎通が図られていないわけですよ。そのもとに各幼小中高連携、北山学園構想というのは全く進んでいないのではないのかなというふうに、構想自体が悪いと言っているわけではありません。根本が、本当に委員会、各小中高の意思疎通が図られていないのではないのかなというふうに危惧しておりますが、教育長の答弁、見解を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 非常に残念です。せんだって全協のときにですね、いじめの定義を教えてください。「いじめの定義そのものを、文言を子供たちに提示する。これは真の教育ではない。それから学年相応に広げていって、具体事例の中からこれはいじめの定義に求めるものを教育する」と私は答えたわけです。これを否定はしておりません。例えばですね、いじめの定義を読んでみましょうか。これは子供たちに絶対わかるはずがないですよ。読んでみましょう。これは文部省の出された定義です。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」これを小学生に読んで聞かせるんですか。これが定義です。定義そのものを教えるのではなくて、この定義から学年相応の具体的な展開をもって道徳との絡みで心の教育の中でそれを教えていくというわけであって、これはいじめの定義そのものを教える、教えないの域じゃないわけです。だから、中学の校長がどう答えたかはわからないのですが、多分、山城議員の説明をどう受けたかによって答えも変わってきますので、目指すところは同じなんですよ。いじめはあってはいけないということなんです。だから、これを間違っていると何かじゃなくて、これを学年にそのことについて学ぶというこのシステムですね、それを子供の立場になって教材化をして、いじめ根絶に向けて学校では粛々と

授業をしているということです。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 小学生にはわからなくても、これは中学生はわかるでしょう。そしてこういう文言をかえて優しく教えるのが教育ではないんですか、教育委員会ではないんですか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 文言をかえて指導したと言っているんです。文言そのものを読んで聞かせて、はい、いじめがわかりましたかね。このレベルではだめです、これ。いいですか。これが学者の言葉ですよ、これ。だから、この言葉が意図しているものは何であるかという授業展開の中で、これは1回読んで教えればよしとするものではないんです、これ。だから、そういうふうな伝わり方しか僕のほうには…ということです。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後1時59分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後2時00分)

9番。

○ 9番 山城 太君 失礼いたしました。いじめの定義なんですけれども、これを配布することはないということなんですけれども、これを柔らかくかみ砕いてわかるように年代別にやってもらえたらいいのかなと僕は思うんですけれども、教育長の見解を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 一致点が完全に見つかったじゃないですか。これなんですよ、教育というのは。これはね、このとおりプリントして子供にあげるというのは、このことが例えば父兄への資料とするとか、あるいは大人へこういうのもありますよというふうな啓蒙活動にはできるかもしれないけれども、授業としてそのままをやることはできません。したがって、この意図は何であるかということは今まさしく山城太議員が言ったとおり、これが共通項なんですよ。わかっているじゃないですか。そういうことでずっとやっているんだけど、それでも、なおかついじめが出ているということに私たちは非常に教育の無力というか、無念さというか、どうすればいいんだろうというようなことを絶えず教育の大きな課題として受けとめているわけです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後2時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後2時05分)

9番。

○ 9番 山城 太君 教育についての質問でありますけれども、教育する側の教員の不手際等々の情報とか報告というのはあるのでしょうか、伺います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 このようなこと、もし事前にですね通告があれば調べるのですが、少なくとも今帰仁村ではそういうものは耳にしていらないんですけれども、もし詳しい情報があれば、そちらのほうから私のほうに聞かせてほしいと思うんですが。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 わかりました。そういうことのいろいろいじめとか、そういった不手際、不手際というか変な行動をする教員とか、そういったのがありましたらじゃんじゃん情報も伝えていきますので、ぜひ本当に教育立村を目指して頑張ってください、お互いにですね協力し合って頑張っていきたいと思えます。以上で終わります。

○ 議長 久田浩也君 次に、與儀常次議員の発言を許します。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 平成25年第2回今帰仁村議会定例会に当たり、さきに通告いたしました件について質問いたします。一括方式でいきます。

1. 国民健康保険税について。(ア) 健康保険税の値上げについて、今後、今帰仁村では計画がありますか伺います。

2. 保育園の子供たちの増員について。(ア) ただいま待機の子供は何名今帰仁村でおりますか、伺います。(イ) 増員の予定は今後ありますか、伺います。

3. 学習支援員の配置について。(ア) 小学校3年生の算数の支援員の計画はありますか、伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず(ア)について。国民健康保険制度を取り巻く環境は近年極めて流動的であり、また、その財政運営については高齢化、医療費の増大、低迷する税収等の影響を受け全国的にも厳しいのが現状であります。

このような状況の中、ご承知のとおり本村の国民健康保険は特別会計で運営されていることから、支出に見合った財源を独自に確保することが原則となります。

しかし、本村の国民健康保険における財政状況は、被保険者からの税収を初めとする収入では必要な保険給付などの支払いができない赤字の状況が続いております。平成17年度から繰上充用を行って国民健康保険の財政運営を行っているところでございます。去った5月の第2回臨時会においては、2億5,300万円の繰上充用を行い村民各位にご配をおかけしているところでございます。

平成21年度に平成20年度の国民健康保険税調定額約2億4,000万円の約10%増の税率改正を目指して村民にご理解をお願いしてまいりましたが、村民のご理解を得ることができず、今日に至っております。

今後につきましては、本村の国民健康保険の保険財政状況を再確認しながら問題点や課題等を分析して国保財政の健全化を図るため、どのような施策をする必要があるのか、村民のご理解を得ることができるよう努力していきたいと考えております。

2. 保育園の子供の増員について。(ア) 待機の子供は何名いますか。

今現在の待機児童数は、平成25年4月1日時点で6名の待機児童がございました。内訳は0歳児1名、1歳児2名、2歳児3名でしたが、5月末現在では14名とふえております。その内訳は0歳児1名、1歳児8名、2歳児3名、3歳児1名、4歳児1名となっております。

(イ) 増員の予定はありますか。

平成22年度に新今帰仁保育所の改築により定員60名から90名に30名の定員増、平成24年度には仲宗根保育所の施設を拡充して定員60名から70名に10名の定員増を図り、さらに児童福祉施設最低基準を順守しつつ定員の弾力化措置により最大限の受け入れを行いました。待機児童の解消までいかないのが現状であ

ります。

待機児童については、0歳から2歳児が主であり、その課題解決のためには保育所の施設課題や保育士、看護師等の人材の確保が不可欠であります。入所児童の増員に向けて当面の運用改善に当たり、さらに検討が必要なものや必要職員の確保や予算面での対応が必要なものについては財政状況などを勘案して検討をしていきたいと考えております。

保育所建設については、公立保育所については国、県の財政措置がありません。無認可保育所の認定保育園に向けた取り組みや、社会福祉法人等へ本村への保育所設置要請についても今後検討していく必要があると考えております。

次に、3. 学習支援員の配置については教育長から答弁したいというふうに思います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 答弁いたします。

今年度から一括交付金を活用し、村内学校への支援員の配置を充実させております。内訳は、兼次小学校に3名、今帰仁小学校に4名、天底小学校へ2名です。学習支援員としての役割は学校のニーズに応じて必要な学年・学級に配置し学習支援を行うことができます。

したがって小学校3年生への算数の支援授業は学校裁量の範囲内にあり、ご質問の算数の支援授業は十分可能であります。この場合、学校の学力の実態と中・長期的な学力向上の展望に立っての有効活用が前提になることは言うまでもありません。

また、昨年度より県費で算数科授業改善アドバイザーが村内各小学校に配置され、主に5・6年生の算数の授業改善に活用しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後2時14分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後2時15分)

1番。

○ 1番 與儀常次君 ただいまの村長、教育長の答弁で大体把握しましたけれども、再度質問をしたいと思っております。

国民健康保険の税金は、前にも言いましたが村長から報告があったみたいに提案されたけれども、否決されて上げてあげることができませんでした。今後、平成17年度から繰上充用が始まって8年間続いているわけです。今年是最初の予算より多く補正が組まれて、来年もその可能性が十分あると思っていますので、どこかで区切りをつけて村民に理解を求めながら健康保険税の値上げをしていかなければ、今後の若者に負担がいっぱい回ってくる可能性が十分あると思います。さらに国会では法案ですね、国民年金みたいに国保も市町村から都道府県への移管がなされる予定でありますので、今後は余計に難しくなる時代が来ると思っています。年金もそうなっていますので、国保は余計大変だと思います。税金を払っていない人は病院へ行くなということになりそうな法案も決まる予定ですので、ぜひ地域への説明会、地域懇談会もありますので、そういう機会をとらえながら地域の皆さんに理解を求めながら今帰仁村の健康保険の財布の中身も皆に理解してもらって、毎年赤字で来年度予算から毎年借りてだんだん多くなっている状況です。どこかの時期で村民に説明しながら今帰仁村の国保財政はパンク寸前で、北海道の夕張に匹敵す

るような状況だということで説明しながら理解を求めていってやらない限りは、次の世代に汚点を残す議会になると思っておりますので、ぜひ村民に理解を求めめるためにも広報はありますので、今からやっておかなければ大変なことになるんですよ。8年間そのまま続いていますので。これがいつまで続くのかですね、答弁を求めていきたいと思います。もしわかる範囲だったら都道府県に移管された場合は予測がつきますので、これまで求めていきたいと思います。

次にですね、保育園の増員です。待機待ちは今の説明で6名から14名ということになりました。私が言いたいのは、幼稚園ですね、保育園の建設云々とは思っていません。今、各幼稚園人数が減っていますので、前に古宇利小、湧川小が保育園の年長組は幼稚園と一緒に2カ年保育という形でやっておりますので、今は年長組が各幼稚園に希望者が上がれば人数が空きますので、14名ぐらいは。この検討。前は湧川小と古宇利はやっておりましたので、我々の孫も2カ年年長組から行きましたので、その方法もございまして、お家をつくるわけではありませんので、ぜひ幼稚園と年長保育、年長組をセットで、来年幼稚園に上がるメンバーですので、楽しく仲良く学校は天底も2つ分ありますので、今の幼稚園の有効活用も兼ねながら、保育園と幼稚園の連携も必要だと思っておりますので、お金をかける必要はありませんので、ぜひ考え方一つだと思っておりますので、答弁を求めます。

それとですね、今は0歳児から2歳児、1歳児といろいろ出ていますけれども、0歳児、1歳児、2歳児のところはクーラーが入っているのかな。前からクーラーの要望があったんですけど、クーラー設置の状況についても説明を求めます。

次に学習支援ですね。兼次小に3名、今帰仁小に4名、天底小に2名ということでありまして、これは私、北山学園構想で名桜大との連携でやっている人数なのかですね、説明を求めます。

それとですね、私が3年の算数にこだわったのが大体3年の算数でキツチャキルビ、つまづきをするんです。算数はですね、ぜひ理解するためには担任の先生だけでは不十分な点もございまして、ぜひ学習支援員が、算数の授業について行く子供をつくるためにはぜひ必要だと思っております。わかる授業を展開するためには、やはり難しい算数からだと思っておりますので、ご検討をお願いします。

今、昨年より算数云々で改善アドバイザー、5・6年云々とありますけれども、ぜひ3年から5年までは基礎学力、小学校で勉強が楽しくなければ中学校へ行っても授業は進まないと思っておりますので、小学校でどれだけ基礎学力をつけるかどうかによって楽しい授業、いい人材育成もまた将来に向けて指導できると思っておりますので、小学校の授業が一番基礎になってくると思っておりますので、ぜひ学習支援のあり方についても再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

今帰仁村の国民健康保険税の状況は、大変厳しいものがあります。医療費の増大、低迷する税収等の影響を受けて、ここ五、六年繰上充用ということで赤字が続いております。そういう中でこの値上げということでございますが、やはりこの今の現状をどう村民に伝えていくかというのが大事だというふうに思います。というのは、村民の健康づくり、医療費の抑制をどうするかということと、今の現状を村民に知らせることが最も大事なことだと思っております。與儀議員からの提案にあるように、この健康保険

税の状況を各字で説明会を持ってですね、今の状況を説明すると同時に健康づくりをしっかりとやれるような状況をつくっていききたいというふうに考えております。そういうことをしながらですね、この値上げの時期については今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

それから保育園の増員の予定があるかということにつきましては、先ほど幼稚園の活用ということがございました。その中で村といたしましても教育委員会と福祉保健課というのは、教育委員会というのは幼稚園ということであります。そういう意味では幼保連携というのか、そうすることによって今の現状を改善できるのではないかというのも考えてですね、第1回目の話し合いは持っております。これにつきましては今後、教育委員会と福祉保健課、もちろん行政全体的な話ではありますが、話し合いを詰めて方向性を出していきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいま村長のほうから答弁がありましたとおり、地域の懇談会を重ねながら国保につきましては個人ができる医療費の抑制。例えば健康づくりを頑張るとか、多受診、同じ疾病で多受診、病院の頻回受診をしないと、あとジェネリック医薬品を利用促進するとか、個人ができるようなものは個人でできるというようなもので、個々の財政状況の役割分担を明確にしてやむを得ないときにどうするかというものを、また村の皆さんにお願いしていきたいというふうに考えています。あと、国保の全県統一化につきましては平成30年をめどに国のほうで動きがあるわけですが、その辺についてもまだまだ流動的な面がございますので、その辺のものがはっきりわかり次第、村民のほうに情報を開示してご理解を得ていきたいというふうに考えております。あと、保育所の件につきましては平成27年度から新子ども子育て支援制度が発足します。それに向けて沖縄県のほうでも保育所部門、それから幼稚園部門と平成25年度あたりから平成26年度へ向けて窓口を一本化にしていこうという動きがあります。本村においても幼児教育、今帰仁村の幼児教育あり方検討委員会というものを設置しまして、村長から答弁があったように第1回の事務局レベルの話し合いは終わっています。それで、全国のことを目されている会議の中で地域のニーズ調査も平成25年から平成26年に向けてありますので、その中で今帰仁村が持つ待機児童のニーズ調査を踏まえて今帰仁村ができることは何かということを議論していきながら改善へ向けて努力していきたいと思っております。あと、保育所のクーラーにつきましては0歳、1歳、乳児室につきましては全部クーラーを設置しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 お答えします。一括交付金を利用させてもらって、県の職員配置を超えてですね、ここのほうで自由度の高い一括交付金による教員の配置。これ当初は兼次小学校、今帰仁小学校、天底小学校に3名だったんですが、一括交付金の関係ですぐに1人は配置できないと。2学期からすぐ配置されます天底小学校が3名になります。そういうことがあってですね、少しばらつきがあるんですが、今帰仁小学校は在籍も少し多いですので4名にしております。これが実態ですね。

それから県費負担職員が1人、今帰仁小学校に配置されていて、この算数科専門指導員なんです、これが1人、村に配置されていて村内の5・6年生、兼次、天底、今帰仁、3校の5・6年を中心に学校回りをしていながら指導をします。つまり高学年の特別指導なんです、これ。こういったことがある程度

制度的に考慮はされていても、なおかつ算数のつまずきがどこら辺から、小学校、中学校、高校へ影響するかという、一般的に私たちも教育の専門家として、小学校3年生からつまずき始めると、これは問題です。まず、掛け算九九あたりでつまずき始めると、それに類推する数式計算が非常に難しくなってきました。したがって小学校3年あたりのまずターゲットは算数です。ですから算数はですね研究校であれなかれ、普通の学校では専任という先生がいますから、学級を持たない先生、理科の先生、音楽の専任とか、そういった先生方は3年生を中心に2人制で実際に授業をしているんです。リトルティーチャーも活用するけれども、飛びぬけて子供たちで算数が得意な子供たちはリトルティーチャーとしてグループ学習の中に入って行って、お互いに学び合う、教え合うというふうな形式もっておりますが、そのようにして3年生からの算数のつまずきが将来にどう大きな影響を及ぼすかということが提案されましたが、全くそのとおりです。学校でもそのときはすごく気にしながら教えているところです。

ついでながら一言申し上げますと、一般的に七・五・三、小学校は押しなべて7割は消化している。中学は5割、高校は3割、大学が1割。これ非常に比喩的な例えがちょっときついかもしれませんが、大学に入っても高校の学習過程、基本的な学習過程が十分できていない現状で、一般大学の7割は1カ年間、高校の授業内容を展開していると。これは笑えない本当の話なんです。ほとんど今は全員入学、あるいは募集人員に満たなくて閉鎖、学部の閉鎖というふうな非常に厳しいこともありまして、そういうこともあって安易に上級学部に進学できるという非常に子供たちにとっては入りたい、ぜひあの学校だというふうな、こういうニーズに基づいた進学ではなくて、どこでも入っておけばいいや、大学に行ったら適当に遊んでいいやというふうな風潮があってですね、その学力の面からすると非常に由々しき厳しい現実があるわけです。それは置いておいて、先ほどの小学校3年生からのつまずきの算数、これは最も指摘だと思えますし、学校関係もこういう面に力を入れて、今後とも指導していくことになります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 それでは確認をしながら質問をしたいと思えます。さっきの村長の答弁、課長の答弁では各公民館等でやっていきたいということですので、ぜひ今年から今帰仁村の国保の財布の中身も皆に報告しながら、提案しながら、相談しながらやっていく必要があると思えますので、頑張ってもらいたいと思えます。

次に幼稚園、保育園ですね。これは可能だと思っています。我々、湧川と古宇利やったときには希望者の保護者だけでありましたけれども、これは後で皆さんで検討してもらいたいと思えますので、私のときは希望者が3分の1ぐらいいましたので、年長に行くより幼稚園と一緒にということでありましたので、待機児童の解消もできると思えますので、ぜひ検討しながらやってもらいたいと思えます。

それともう1点ですが、学習支援ですね。これには小学校だけありますけれども、一括交付金の利用は中学校も可能ですかということで答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 一括交付金の教育関係への用途についてはですね、全県的にも大変関心がありまして、これは去年、一昨年あたりまでは余り机上にも乗らなかったんですよ。ところが、この学力向上という視点から、沖縄の大きな大きな課題を抱えている側面がありますので、一括交付金の有効利用とい

うのはここまで裾野を広げていくという傾向がありますので、これを有効活用したいと思っております。  
以上です。

○ 議長 久田浩也君 お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

(延会時刻 午後 2 時34分)